

『最高人民法院による知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈』

新旧条文の対照

新旧条文の対照

『最高人民法院による知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈』	『最高人民法院による知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈』
<p>第1条 原告が、被告が法に基づき享有する知的財産権を故意に侵害し、かつその情状が重大であると主張し、被告に対し懲罰的損害賠償責任を負わせるよう請求する場合、人民法院は法に基づきこれを審査し、処理しなければならない。</p> <p>本解釈において「故意」とは、商標法第63条第1項および不正競争防止法第17条第3項に規定される「悪意」を含む。</p>	<p>第1条 原告が、被告が法に基づき享有する知的財産権を故意に侵害し、かつその情状が重大であると主張し、被告に対し懲罰的損害賠償責任を負わせるよう請求する場合、人民法院は法に基づきこれを審理しなければならない。</p>
<p>第2条 原告が懲罰的損害賠償を請求する場合、訴訟の提起時に、賠償額、算定方法、およびその根拠となる事実と理由を明確にしなければならない。</p>	<p>第2条 原告が懲罰的損害賠償を請求する場合、訴訟の提起時に、賠償額、算定方法、およびその根拠となる事実と理由を明確にしなければならない。</p>
<p>原告が第一審の弁論終結前に懲罰的損害賠償</p>	<p>第3条 原告が第一審の弁論終結前に懲罰的</p>

<p>の請求を追加した場合、人民法院はこれを認めるものとする。第二審において懲罰的損害賠償の請求を追加した場合、人民法院は当事者の自由意思に基づき調停を行うことができる。調停が成立しないときは、当事者に対し、別途訴訟を提起するよう告知しなければならない。</p>	<p>損害賠償の請求を追加した場合、人民法院はこれを認めるものとする。第二審において懲罰的損害賠償の請求を追加した場合、人民法院は当事者の自由意思に基づき調停を行うことができる。調停が成立しないときは、当事者に対し、別途訴訟を提起するよう告知しなければならない。</p>
<p>/</p>	<p>第4条 原告が知的財産権侵害訴訟において損害賠償を請求したが懲罰的損害賠償を請求せず、人民法院による説明後もなお請求せず、訴訟終了後に同一の侵害事実に基づき別途懲罰的損害賠償を求めて提訴した場合、人民法院はこれを受理しない。</p>
<p>/</p>	<p>第5条 法律に別段の定めがある場合は除き、原告が、被告による営業秘密の侵害以外の不正競争行為について懲罰的損害賠償を請求する場合、裁判所はこれを認めない。</p>
<p>第3条 知的財産権侵害の故意の認定にあたっては、人民法院は、侵害された知的財産権の対象の種類、権利の状況、関連製品の知名度、被告と原告または利害関係人との関係等の要素を総合的に考慮しなければならない。</p>	<p>第6条 知的財産権侵害の故意の認定にあたっては、人民法院は、知的財産権の対象の種類、権利の状況、知名度、被告と原告又は利害関係人との関係等の諸要素を総合的に考慮しなければならない。</p>

次に掲げる事情がある場合、人民法院は、被告に知的財産権侵害の故意があったと暫定的に認定することができる。

(一) 被告が原告又は利害関係者からの通知、警告を受けた後も、依然として侵害行為を継続している場合；

(二) 被告又はその法定代表者、管理者が、原告又は利害関係者の法定代表者、管理者、実質的支配者である場合；

(三) 被告と原告又は利害関係者の間に、労働、役務、協力、許諾、販売、代理、代表等の関係が存在し、かつ侵害された知的財産権に接触したことがある場合；

(四) 被告と原告または利害関係者の間に業務上の取引があるか、または契約締結等のために協議を行い、かつ侵害された知的財産権に接触したことがある場合；

(五) 被告が海賊版製造、登録商標の偽造行為を行った場合；

(六) その他、故意と認定できる事情がある

被告に次に掲げる事情がある場合、当事者がこれを覆すに足る反証を提示しない限り、人民法院は、当該被告に知的財産権侵害の故意があったと認定することができる。

(一) 原告又は利害関係人から有効な通知を受けた後も、依然として侵害行為を継続している場合；

(二) 被告またはその法定代表者、管理者が、原告または利害関係人の法定代表者、管理者、実質的支配者であり、侵害された知的財産権を知っていた、または知るべきであった場合；

(三) 原告または利害関係者との間に、労働、役務、協力、許諾、販売、代理、代表等の関係が存在し、かつ、前述の関係に基づき侵害された知的財産権に接触したことがある場合；

(四) 原告または利害関係者と業務上の取引があるか、または契約締結等のために協議を行い、かつ、前述の関係に基づき侵害された知的財産権に接触したことがある場合；

<p>場合。</p>	<p>(五) 海賊版、登録商標の偽造、他人の特許の偽造行為を行った場合；</p> <p>(六) 原告と和解し、侵害行為の停止に同意した後、再び同一または類似の侵害行為を行った場合；</p> <p>(七) 関連会社の設立、法定代表者または筆頭株主の変更、名義貸しによる会社設立等の方法により実質的な支配関係を隠蔽し、または免責契約を締結して、本件知的財産権の侵害に関する法的責任を免れようとした者；</p> <p>(八) その他、故意と認定できる事情がある場合。</p>
<p>第4条 知的財産権の侵害が「情状が重い」と認定されるか否かについて、人民法院は、侵害の手口、回数、侵害行為の継続期間、地域的範囲、規模、結果、および訴訟における侵害者の行為などの要素を総合的に考慮しなければならない。</p> <p>被告に以下のいずれかの事情がある場合、人民法院は、その情状が重いと認定することができる。</p>	<p>第7条 知的財産権の侵害が「情状が重い」と認定されるか否かについて、人民法院は、侵害の手口、回数、侵害行為の継続期間、地域的範囲、規模、結果、および侵害者がその侵害行為に対して抱く認識や基本的な態度などの要素を総合的に考慮しなければならない。</p> <p>被告に以下のいずれか一つの事情がある場合、人民法院は、その侵害が「情状が重い」</p>

<p>(一) 侵害行為により行政処分を受け、または裁判所の判決により責任を負わされた後、再び同一または類似の侵害行為を行った場合；</p> <p>(二)知的財産権の侵害を業としている場合；</p> <p>(三) 侵害の証拠を偽造、毀損又は隠匿した場合；</p> <p>(四)保全決定の履行を拒否した場合；</p> <p>(五) 侵害による利益、または権利者に生じた損害が甚大である場合；</p> <p>(六) 侵害行為が国家の安全、公共の利益又は人身の健康を害するおそれがある場合；</p> <p>(七) その他、情状が深刻であると認定できる事情。</p>	<p>と認定しなければならない。</p> <p>(一) 侵害行為により行政処分を受け、又は裁判所の判決により法的責任を負った後、再度同一又は類似の侵害行為を行った場合；</p> <p>(二) 正当な理由なく保全決定の履行を拒否した場合；</p> <p>(三) 侵害の証拠を偽造、毀損又は隠匿した場合；</p> <p>(四) 侵害行為を主たる事業とする、または侵害による利益を主な収益源とするなど、知的財産権の侵害を業としている場合；</p> <p>(五) 侵害による利益が甚大であるか、または侵害行為により権利者の商誉、市場シェア等に重大な損害が生じた場合；</p> <p>(六) 侵害行為が国家の利益、社会の公共の利益を害する、または害するおそれがある場合；</p> <p>(七) その他、情状が深刻であると認定すべきである事情。</p>
<p>第5条 人民法院が懲罰的損害賠償額を決定する際は、関連法規に基づき、原告の実際の</p>	<p>第8条 人民法院が懲罰的損害賠償額を決定する際は、関連法規に基づき、原告の実際の</p>

損失額、被告の違法所得額、または権利侵害により得た利益をそれぞれ算定の基礎とすべきである。この基礎には、原告が権利侵害を阻止するために支出した合理的な費用は含まれない。ただし、法律に別段の定めがある場合は、その定めによる。

前項にいう実際の損害額、違法所得額、または侵害行為により得た利益のいずれも算定が困難な場合、人民法院は、法律に基づき当該権利の使用許諾料の倍数を参照して合理的に決定し、これを懲罰的損害賠償額の算定基準とする。

人民法院が法に基づき、被告に対し、その保有する侵害行為に関連する帳簿・資料の提出を命じた場合、被告が正当な理由なくこれを拒否し、又は虚偽の帳簿・資料を提出したときは、人民法院は原告の主張及び証拠を参考に、懲罰的損害賠償額の算定基準を確定することができる。民事訴訟法第 111 条に規定する状況に該当する場合は、法に基づき法的責

損害額、被告の違法所得額、または権利侵害によって得た利益をそれぞれ算定の基礎とすべきである。算定の基礎には、原告が権利侵害を阻止するために支出した合理的な費用は含まれない。法律に別段の定めがある場合は、その定めによる。

実際の損害額、違法所得額、および侵害により得た利益のいずれも算定が困難な場合、人民法院は、権利使用使用料を参考に、法に基づき懲罰的損害賠償額の算定基準を合理的に定めるものとする。

法定損害賠償額は、懲罰的損害賠償の算定基準とすることはできない。

<p>任を追及する。</p>	
<p>/</p>	<p>第9条 被告の違法所得又は侵害による利益を懲罰的損害賠償の算定基準とする場合、営業利益を参考とすることができる。被告が知的財産権の侵害を業としている場合は、売上利益を参考とすることができる。利益率を確定できない場合は、統計機関や業界団体などが公表する同時期・同業種の平均利益率、又は権利者の利益率を参考として算定することができる。</p>
<p>/</p>	<p>第10条 人民法院が法律に基づき、被告に対し、その保有する権利侵害行為に関連する帳簿、資料等の提出を命じた場合、被告が正当な理由なくこれを拒否し、又は虚偽の帳簿、資料等を提出したときは、人民法院は、原告の主張及び訴訟記録上の証拠に基づき、懲罰的損害賠償額の算定基準を法律に従って定めることができる。民事訴訟法第114条に規定する事由に該当する場合は、法律に基づき法的責任を追及する。法律に別段の規定がある場合は、その規定による。</p>
<p>第6条 人民法院が法に基づき懲罰的損害賠償</p>	<p>第11条 人民法院が懲罰的損害賠償の倍率を</p>

<p>償の倍率を決定するに当たっては、被告の主観的過失の程度、権利侵害行為の情状の重大性等の要素を総合的に考慮しなければならない。</p> <p>同一の権利侵害行為について既に行政罰金又は刑事罰金が科され、かつその執行が完了している場合において、被告が懲罰的損害賠償責任の減免を主張しても、人民法院はこれを認めない。ただし、前項に規定する倍率を決定する際には、これを総合的に考慮することができる。</p>	<p>決定するに当たっては、被告の主観的過失の程度、権利侵害行為の情状の重大性等の要素を総合的に考慮しなければならない。懲罰的損害賠償の倍率は法定の範囲内で決定され、整数である必要はない。</p>
<p>/</p>	<p>第 12 条 人民法院が懲罰的損害賠償を適用して定める賠償額の総額は、算定基礎額の 5 倍を上限とする。権利者が権利侵害行為を阻止するために支出した合理的な費用は、当該総額とは別に算定される。</p>
<p>/</p>	<p>第 13 条 同一の権利侵害行為について既に罰金または料金が科され、その執行が完了している場合、人民法院は懲罰的損害賠償の倍率を決定する際に、これを考慮しなければならない。</p>

~~第7条 本解釈は2021年3月3日から施行する。最高人民法院がこれ以前に公布した関連する司法解釈が本解釈と一致しない場合は、本解釈に準拠する。~~

第14条 本解釈は、2026年5月1日から施行する。

本解釈の施行に伴い、『知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する最高人民法院の解釈』（法釈〔2021〕4号）は同時に廃止される。

本解釈の施行前に既に発効判決が行われた事件については、本解釈の施行後に当事者が再審を申請した場合、または審判監督手続きに基づき再審が決定された場合、本解釈は適用されない。

出所：「知産財経」WeChat 公式アカウント

※本資料は康信が作成した仮訳となります。康信では情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性について康信が保証するものではないことを予めご了承の程宜しくお願いいたします。